

## 令和5年度生駒市人権施策審議会（第2回）会議録

1 日 時 令和5年8月2日(水) 午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 生駒市役所 302会議室

3 出席者

委員 石倉会長、三成副会長、富島委員、山田委員、諸岡委員、窪田委員、キング委員、奥本委員、山根委員

事務局 中谷市民部長、後藤人権施策課長、塚崎人権施策課係長  
受託事業者

4 欠席者 なし

※会議公開（傍聴者数0名）

### 【会議の内容】

(事務局) <開会><録音許可><傍聴者報告(0名)>

(会長) <開会挨拶>

(事務局) ありがとうございます。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第5条第1項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長) <会議公開・傍聴許可>

(事務局) <配布資料確認>

(会長) では、案件1の「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査票(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) <案件1「市民意識調査票(案)」について、概要説明>

1. 人権に係る質問数は19問、うち平成30年度に実施した市民意識調査(前回資料8-1)と同一の質問内容16問(部分修正3問あり)、新規設問3問。
2. 平成30年度と同一の質問は、設題の番号部分を□枠とした。
3. 委員各位に事前送付した資料からの修正点説明(修正箇所は赤字部)
4. 平成30年度調査票から変更した事項の説明
  - (1) 新設した質問について(問18-1、問20-1、問30)
  - (2) 修正した質問について(問20-3、問20-4、問20-5、問31)
  - (3) 相談窓口の記載について

(会長) 事務局の説明は終わりましたが、今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

(委員) 問25の7番、旧同和地区とありますが、旧とはどういう意味ですか。

(事務局) 会長とも相談し、現在指定はないため前回の調査票から修正し、この表現としました。

(委員) 以前は同和地区であったという意味ですか。旧という表現はどうか。

(会長) そうです。以前と同じ表現は不適切だと思います。別の表現で良い表現があれば。

(委員) それと、問26や27などで「○は3つまで」と書いていますが、その意図は。

(事務局) その設問は、生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)で指標としている項目(前回資料4-1)に関する設問で、前回の平成30年度調査でも、「○は3つまで」としていたことから、調査結果の数値を厳密に比較できるよう、回答者が重要度が高いと考える項目を3つまで回答する事として、条件を合わせました。

(委員) 例えば問26で、選択肢が12個もある中で回答を3つだけとするのは不自然な感じを受けます。ある場合には4つでも5つでも○してもらって良いのではないですか。

(事務局) 例えば、優先度の高いものを順番に選択する方式とすれば、3番目までに選択されたデータを集計すれば、平成30年度と比較する事は可能と考えます。

(委員) 「優先度の高いものから3つ」とか説明を書けば分からなくは無いが、「○は3つまで」としか書かれていないから、何故なのかと感じます。○をつける人は4つの人や5つの人、1つの人もあるかも知れないですが、こちらから3つまでと決めるとのはどうかという思いで発言します。

(会長) 平成25年度に実施した際の調査票(前回資料7-1)では、「主なもの3つまでに○」となっています。

(委員) そういう書き方次第では分からなくは無いが、他の設問では、「あてはまるものすべてに○」となっており、設問で急に「○は3つまで」と書いてあると、なぜ3つまでなのかと思うのではないですか。

(会長) その前の設問まで、「あてはまるものすべてに○」となっています。

(委員) 問26では選択肢が12個もあり、(4つ以上選択したら報告書の)資料が多くなるからとかでは理由にならないです。

(会長) (回答数を増やすと集計結果の)数値が変わってきってしまうので、集計した際に前回調査との(正確な)比較が出来なくなります。「主なもの3つ」としてはどうですか。

(委員) 回答者が、「3つでも4つでも○をつけるべきだ」と判断したなら、その意見を尊重すべきだと私は思います。前回調査との比較は関係無いと思います。

(委員) 前回の調査と比較して、市民の意識を調査するのか、この結果を使って次の方策を考えるのかによって変わってくると思います。今生駒市にどのような問題があるのかを調査する意図なら、○はいくつ回答しても良いと思います。

この調査を使って、市民の意識の変化を見るだけなのか、それともこれからの施策に生かすのかによって、全然使い方が違うのではないですか。私は施策に生かすための調査かなと思います。

(委員) 私も委員のおっしゃる通りだと思います。回答数を制限すると、それ以上(問題が)あると思っている方は回答出来ません。

(事務局) (前回結果との)比較も調査したいと考えており、問題と思われる順に上位から回答

してもらするなど、やり方次第で対応できるかなと思っております。

(委員) 調査なので、回答数が制限されると何の調査か分からなくなります。

(委員) 調査の意図が変わっていませんか。

(会長) 他の委員の方は、ご意見いかがですか。

(委員) 皆様のご意見を聞き、いずれももっともなご意見だと思います。色んな考え方があると思いますが、経験した差別についての設問は、全部回答して頂くのは合理的だと思います。

(事務局の説明では、)「市民が特に問題があると思っている事項は何か」という事を把握したいので、回答数を3つなど制限して、年度推移を捉えたいと考えておられるようです。

しかし、この設問の選択肢をみると、全部問題がある事項で、全部に○がついてもおかしくないで、人権感覚・意識が高い人ほどたくさん○をつけると思われます。そのような○の付け方も良しとするという事であれば、○の制限無しというのもあり得ると思います。

一方で主なもの、つまり「特に対応が必要な問題が何か」ということについて、市民の意識を聞いて、それを優先的に政策に反映させる根拠として利用するのであれば、万遍なく全部に回答が出るよりは、特に優先度が高いものを調査するという事で、○の数を制限するというのは、合理的な意味があると思えます。

つまりこの調査の何に重点を置くか、今まさしく他の委員の方がおっしゃったことが、問われていると思います。そのあたり、市の考えはいかがですか。

(事務局) 単に30年度との経年変化を比較したいという訳では無いです。変化も見たいですが、設問に「現時点で特に問題があると思われるものについて」と記載しているように、市民が特に問題と感じている事項を聞かせて頂ければ、(優先度が高いと回答された)調査の回答結果について、各部署にも回答結果を共有して、各部署もその課題に対する施策に代えていく、重点を置いてやっていく事に繋がると考えるので、審議会で了解を得られるのなら、このまま回答を3つまでとさせて頂きたいです。

(委員) 前回の調査結果との比較もするべきとは思いますが、何のための調査もあります。

(事務局) (今回の調査で) 経年の比較と、重点的に解決していく必要があると市民が思われる課題を確認させて頂きたいです。実際、すべての問題に対して一度に対応するというのは無理があるので、重点的に対応すべき事項が現れる方が、施策に反映しやすいと思っています。

(会長) 問20-1、20-2で、(自分の人権が侵害された事項については) 当てはまるものはすべて選択できるので、どういうことが問題となっているかは、ここで網羅的に全部現れると思われます。そのうえで、特に重点的に対応しなければならないものを調査する設問は、○を3つまでと回答を絞っています。

(委員) それ以外の問題も、回答数を制限しなくても良いのではないですか。

(委員) 私はこの表現のままでも良いのではと思います。いろいろ問題はあるけれども、施策に生かすためには、網羅的では無くてある程度絞らないといけないし、そういう意味では、「現時点で特に問題があるものから3つ選びなさい」と、施策を絞る意味では、良いのではないかと思います。全部を回答できるようにすると、網羅的に全部回答されて、かえって問題点が見えにくくなってしまうという風にも考えられます。

(委員) 書き方の問題で、○は3つまでと書く事自体が疑問だと思います。会長もおっしゃったように、「重点的は3つまで」と記載するならまだ分かりますが、「○は3つまで」と書かれると、なぜ3つしか回答できないのかと思うのではないですか。

(委員) 設題内に「～特に問題がある～」と記載しているので、問題点は選択肢が10個なら10個問題があるかも知れないけれど、回答者も「これは問題が重い、これはまだ軽い」とか（重要度の）比較があると思われれます。その中で、特に重要と思う3つを選びなさいという事で良いのではと思います。

(委員) 委員の方がお互い言われる内容は良く分かります。例えば、順番に1番～5番と順位付けして回答する形式なら、両方のニーズを満たせるのかな。しかし、回答者が答えづらくなってしまうのかなと思います。両方を満たす形にすると、設問も増える事になります。全部問題と思われる内容に○をしてもらい、その次に、特に問題となるものを回答してもらおう形になるのかなと。でもそうすると、単純に設問が倍になるので、それをよしとするかが新たな問題になるように思いました。

(委員) 選択肢は全部問題がある事項なので、全部に○をつけたくなると思います。全部に○をしたい人は、その他の選択肢に、「全部」と書いて○をする人もいるかなと思います。目に入り易い位置での文書の書き方の工夫で、例えば括弧の中の「○は3つまで」の箇所に、「特に～」の部分に移せば、意図は分かってもらえると思います。

(委員) この書き方だと、単純に3つまでに○してくださいと思えてしまいます。括弧内に「特に～」を付け加える方が分かり易いです。

(委員) 「特に」に二重線を引くとか、重点的に関する事を強調するのも一つの方法だと思います。若しくは○や◎で回答を区別する方法などもあります。「特に」という部分が表現的に弱いので、強調さえすれば問題はないかなと思います。

(委員) 選択肢を多く上げている意味が分からなくなりませんか。問題があると思う内容を○してもらい、その中で特に問題があると思う事項を、再度選択する方法が一番良いと思います。

(委員) 「特に」に下線を引いたり、カギ括弧で強調したりして、○の数を制限するという事は、アンケートとしては割とよくある方法なので、一定の合理性があると思います。

しかし、回答を3つだけに制限すると、後の選択肢は問題が無いかのように市や市民が捉える根拠にされてしまうことが一番危ない事だと思います。

皆さんが懸念されてるのは、「問題点は沢山ある。その沢山あるという事の配慮を何等かの方法で市民にも伝えたい。」と、そう思われる市民の方が一定数いると思われま

すから、そのような気持ちを市として、どう救い上げるのかという点なんだろうと思います。

ただ単に、年度推移だけ、あるいは技術的な問題だけという事で説明されてしまうと、そうした気持ちが踏みにじられるような気持ちを市民の方は抱かれると思いますので、そここのところは、先ほどから議論となっている何のためにアンケートをするのか、このアンケートをどう活かすのか、○を3つに絞るのはどういう理由があるのかという事について、補足説明するなど、回答される市民の方の気持ちを逆なですることなく、協力を仰ぐことが出来るような配慮は必要かと思いました。

(会長) 問題となるもの全てに○をつけて、特に問題となるものに二重◎をつける案についてはどうですか。経年の変化も分かるので。

(委員) 提案ですが、○を回答する数は制限せず、選択肢の最後の「分からない」の次に新たに、「設問のうち、特に対策が必要と思われるもの3つ番号を挙げてください。」とすれば、両方の気持ちを汲み上げた上で、設問数としては増えずに、妥協案としてはあり得るのかなと思います。

(会長) その辺りは受託業者としてどうですか。

(事務局) 懸念しているのは、設問数が増えたり構造が複雑になったりすると、市民の方からの回答率が下がってしまうことが予想されます。回答率が下がることで、十分な数の意見・回答が集まらなくなるリスクが心配されます。

選択肢に多くの問題点を掲載する理由については、この調査票は意識調査だけではなく、調査自体が啓発の側面も持っていると捉えています。

分野毎にこれだけの人権問題があるという事を提示して、回答者がその中でより重要と判断された事項を伺いたい。

この調査は、男女共同参画の次期行動計画策定のための基礎資料となる事や、人権施策基本計画の計画期間の中間年の評価資料となる事から、回答率は下げたくない。沢山の方に最後まで回答して頂きたいので、できれば簡単に直感的に選択頂ける設問としたいと思います。

また、啓発も兼ねてますので、選択肢に「こういった問題点も入れないといけないのでは？」という視点からもご意見を頂ければと思います。

(委員) 提案とおっしゃったが、資料が到着したのが31日でこの会議が2日です。パラパラと見て、おかしいと思う点だけを発言させてもらっています。

もうちょっと早く資料を送って頂きたい。今回の資料は、送付された資料から一部修正があります。また一人でも多く回答してもらいたいと言われましたが、市の広報でも見る人は全部目を通しますが、見ない人は全然見ません。中々難しい問題も出てきます。対象者は3,000名と書かれていますよね。沢山の方に回答してもらうのは宜しいですが、でもその中で3つまでしか回答できないというのもおかしいし、他の委員の方がおっしゃったように、但し書きをしっかりと書いてもらわないと。「○をしなさい3つまで」と

いうのは説明不足だと思います。

(会長) では、委員にまとめて頂いた案を基に、事務局からそれぞれの委員に送付してもらおうという方向で宜しいですか。

(事務局) 事務局が会長と相談させて頂くことで、会長に一任して頂きたいのですが、いかがでしょうか。

(委員) もちろん会長には相談しなければならないですが、内容を変えるのであれば、各委員にもこういう風に変えますと報告をするべきです。今日何のために会議をしているのか分からなくなります。

(会長) では事務局に改訂案を作成頂き、それを各委員に提示いただく事で良いですか。

では、他の箇所でご意見はありますか。

(委員) 問9-2の箇所ですが。

(事務局) 問9-2の部分は男女共同参画に係る質問事項なので、審議はできませんが、ご意見は頂戴します。

(委員) 選択肢の1、2で「夫や家族」と書かれてますが、回答者が主夫の場合もあります。

(委員) 夫を配偶者に変更するべきでしょうね。

(事務局) ご意見ありがとうございます。申し伝えます。

(委員) 問26の在日外国人に関する選択肢の9番、「言語の違いによって十分な情報が得られないこと」というのは、「言語の違いによって、生活に必要な、十分な情報が得られないこと」になるのではないかと思います。

また、問31の項目に「生駒市国際化基本指針」を付け加えるべきだと思います。

(委員) 問31で、「男女雇用機会均等法」が項目に無いのは不自然かなと思います。もう1つ、2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しているので、女性活躍推進が調査の目的なら、項目に挙げるべきと思います。

もう一点、問38の家族構成で同性パートナーが選択肢に含まれていません。生駒市はパートナーシップ宣誓制度を実施し、奈良県の中でも先進的に実施しているので、3番目の選択肢として同性パートナーを入れるべきと思います。

(事務局) 選択肢2番の配偶者(事実婚を含む)の部分に追記するのではなく、制度を実施しているのだから、別に選択肢を設けた方が良いという事でしょうか。

(委員) 同性パートナーと暮らしていると回答される方がどれだけ現れるか。LGBTQの方は数字が表に見えてこないというのが最大の問題です。今回匿名回答なので、同性パートナーと暮らしているという人が一定数いて、それが市の宣誓制度を申請しているカップルの数と比較して多いのか少ないのか、状況の把握と、可視化するためにも選択肢として設けるべきだと私は思います。

(委員) 表紙に英語など3か国語で補足説明していますが、前回の市民アンケートで外国人の方からの問い合わせは何件あったのですか。

(事務局) 平成30年度の調査では、1件も問い合わせがなかったと聞いています。

(委員) 外国の方が回答者となった場合、問い合わせ先に電話をしようと思うのか、後で対応しようと思ってそのまま放置されてしまうのか。事務局側で、各言語で調査票を翻訳した内容を作成するのも時間が掛かると思います。

電話を掛けてもらおうと、結局回答者は名前を言うことになるし。電話でのやり取りは、回答者のハードルを上げてしまう気がします。QR コードでそれを読み込んで、設問をいろんな言語に翻訳対応できるシステムであれば、どこにも連絡せずに回答できるので一番良いのではと思います。

言葉が分からなければ、結局後回しになってそのまま回答されずに終わる気がします。文字もちょっと小さいですね。しかも問い合わせ先の文字は日本語です。何らかの工夫があった方が良くと思います。

(委員) 電話番号は、絵文字で表記してはどうですか。

(委員) 18 ページの間32について、回答者の性別を尋ねる設問で、男性・女性と3つ目の選択肢があるのは、最近このような聞き方をしますのでこれで良いと思います。ただ、その性別は性自認なのか法的な性別なのか、どちらでも構わないとのことですか。

(事務局) あえて性自認でという書き方はしていません。

(委員) 性自認でもよいということであれば、トランスジェンダーの方で、女性か男性かの性自認がある方は、3の選択肢はあまり選ばないでしょう。だから3がトランスジェンダーの方の回答になる訳ではないです。ただノンバイナリーとって、性別を決めていないとか、性別が揺れ動く人もいるので、その人のための選択肢になります。

(事務局) 回答者がどの性で生活されているかという視点で選択頂ければと思います。

(委員) では一応性自認ということですね。

(事務局) そうなります。

(委員) 問29なんですけれど、設題中のLGBTQの説明を、括弧内にいろいろ例を記載しているのですが、無くても良いのではないですか。

(事務局) 平成30年度に実施したアンケートの表現をそのまま記載していましたが、前の設問でもLGBTQの説明はしていないので、括弧内は削除したいと思います。

(会長) では括弧内は削除でよろしいですか。ほかございませんか。

(委員) 最後のページ、市の相談窓口はネットに繋いで見てもらうということですね。高齢者はネットを使わない人も多いです。

(事務局) 紙面の関係から、市の各相談窓口はQRコードを読み込んで、ネットから各相談窓口を直接案内できるようにしました。人権相談については、10ページに概要と電話番号を記載しています。

(委員) 設問の趣旨を教えてくださいなのですが、平成30年度の調査票問1で、「ことがらや意見についての考え方」について、それぞれどう思うかを尋ねていましたが、今回設問から省いたのはなぜですか。平成25年度の調査では実施されてなかったですが。

(事務局) 平成30年度は人権施策課の基本計画策定に係る市民意識を調査するために実施し、

男女共同参画に関する調査は行わなかったため、多くの設問を設ける事ができたためです。

平成 25 年度の調査は、今回と同じく男女共同参画の計画を策定する年であり、男女と人権の設問数を同数として実施しました。そのため平成 30 年度と比較すると、今回の調査票では、設けていない質問もあります。

(委員) 平成 30 年度の間 1 に該当するような設問は、今回の調査票にありますか。

(事務局) 男女共同参画に係る内容であれば、例えば問 1 などで、考え方について尋ねる設問を設けています。今回、男女共同参画の調査と併せてそれぞれ 15 問程度とする事もあり、それを踏まえ今回調査票では設けていません。また人権に係る市民意識調査を単独で実施する年度に、先ほどの設問も検討させて頂きたいと考えています。

(会長) 人権については、計画策定に係る調査では無いからですね。

(事務局) 前回の審議会でお配りした「生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価指標」(前回資料 4-1) に基づいて、この評価指標については経年変化を調査する必要があるため設問に加え、あと若干設問を追加しました。

(委員) 分かりました。

(会長) 他に質問はありませんか。では他に質問が無いようでしたら、事務局からその他の案件について、報告をお願いします。

(事務局) <資料 5 「生駒市人権施策実施プログラム 2023 年度作成分(抜粋)」及び資料 5-1 「男女共同参画行動計画(第 3 次)後期実施計画 実施状況等」の報告>

(会長) 前回審議した実施プログラムも修正するのですか。

(事務局) 実施プログラムについては修正致しません。来年度以降の実施プログラムについて、先ほど報告した事業については、回答内容を修正します。

(会長) 231 番の住宅施設整備事業について、令和 3 年度は事業実績なしと。

(事務局) そうです。令和 3 年度は改修工事をしていないとの回答でした。

(会長) 他事務局から報告事項はありますか。

(事務局) <次回審議会の開催予定、市民集会の実施報告、8 月・9 月開催講演のご案内>

(会長) はい。では今日は調査票に関して色々意見を頂きましたので、修正して頂いた調査票の内容について、委員の皆さんに回覧して頂いて、9 月の調査に入って頂くという事で進めて頂きたいと思います。では以上をもって、生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>